

県北広域振興局長告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和6年6月25日

県北広域振興局長 佐々木 哲

- 1 路線名 岩泉平井賀普代線
- 2 供用開始の区間 下閉伊郡普代村第7地割字明神30番1地先内
- 3 供用開始の期日 令和6年6月25日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部
  - (2) 期間 令和6年6月25日から同年7月25日まで